

# 産廃協

# とやま

美しい郷土をつくるために

Vol.125  
平成30年4月



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

# 平成 30 年度富山県産業廃棄物関連事業の概要

富山県生活環境文化部環境政策課

全国初となる全県単位でのレジ袋無料配布廃止の開始から 10 周年の節目を迎える本年 10 月に、「3 R 推進全国大会」が本県で開催されます。

県では、この大会を契機として、3 R はもちろん、適正処理についても取組みを一層推進していきたいと考えております。以下に、平成 30 年度の主な事業をご紹介します。

## 1 廃棄物の再生利用の促進

産学官のプロジェクトチームによる廃棄物の 3 R 推進のための技術的検討を行っており、リサイクルへの転換や減量化の進展など具体的な成果を上げ始めています。

来年度も、引き続き検討を進めていますので、3 R でお困りのことがあれば、県までご相談ください。

【対象とする廃棄物】

- 埋立処分量が多いばいじん、鉱さい、廃プラスチック類、汚泥など
- 市町村のごみ焼却施設からの焼却灰

【検討】

- 学識者などからなるプロジェクトチームで 3 R の方法を具体的に検討（希望があれば現地調査などを実施）

## 2 廃棄物の不適正処理の防止

不法投棄の未然防止に向け、不法投棄監視員による定期的なパトロールや、県防災ヘリを利用した県境の広域パトロール、廃棄物運搬車両の路上検査などに加え、新たに以下の取組みを行います。

- 野焼きの未然防止に向け、春と秋の年 2 回、重点監視期間を設定して、関係団体が連携して監視パトロールや県民への広報活動を実施。
- 河川敷など不法投棄が多く見られる場所をモデル地域（3 か所程度）に設定し、市町村と連携した重点パトロールを実施するほか、河川周辺での農耕者に対する園芸用プラスチックの適正管理・処理を呼びかけ。

## 3 P C B 廃棄物の適正処理の推進

平成 28 年度の P C B 特別措置法の改正などにより P C B 廃棄物の処理期限が 1 年前倒しされることを踏まえ、平成 30 年 1 月に県の P C B 廃棄物処理計画を変更しました。

(※詳細は別ページ)

この計画に基づき、来年度は、P C B 含有機器を使用・保管する可能性のある事業所の絞り込みと機器の確認調査を行い、期限内の確実かつ適正な処理を進めます。

# 平成30年度富山市産業廃棄物関係事業の概要

富山市環境部環境政策課

## ①減量化・再生利用の促進

産業廃棄物の減量化、再生利用の促進を図るため、中間処理施設の計画的な整備や減量化・再生利用等の指導を行います。

## ②廃棄物処理業者等の監視・指導

市内の産業廃棄物処理業者の許認可等をはじめ、廃棄物処理施設を設置する事業所、多量に産業廃棄物を排出する事業所等を重点的に立入検査するとともに、特に環境への負荷が懸念される焼却施設や最終処分場を設置する事業者には、その施設の維持管理状況を定期的に報告収集し、不適正な処理が行われることのないよう監視指導します。

## ③産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議の実施

焼却施設等の円滑な設置や改善を推進するため、指導要綱に基づき事業者に対し環境調査の実施や住民への説明会の開催等を指導します。また、県外産業廃棄物についても事前協議により搬入される産業廃棄物の量を把握するとともに、計画的な処理を指導します。

## ④不法投棄防止パトロール等の実施

不法投棄防止事業として、不法投棄防止監視カメラの設置、6月の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」や10月の「不法投棄防止強化月間」には監視パトロール活動を実施します。また、ヘリコプターからのスカイパトロール、県及び警察とともに実施する産業廃棄物収集運搬車両の路上調査等により、監視活動の強化を図ります。さらに、不法投棄されやすい時間帯を中心に民間事業者へ不法投棄防止パトロールを委託し、その体制を強化します。その他に、講習会、ポスター、パンフレットの配布等による啓発も行います。

## ⑤使用済み自動車の適正なリサイクル推進

使用済み自動車の引取業の登録や解体業の許可を受けた事業所等へ定期的に立入検査を行い、不適正な処理が行われることのないよう監視するとともに、使用済み自動車の不適正な輸出を防止します。

## ⑥P C B廃棄物の適正処理推進

市内で保管されている高濃度P C B廃棄物については、平成34年3月31日までに北海道P C B廃棄物処理事業で処分しなければなりません。また、高濃度P C B汚染物等の処分期限についても平成35年3月31日と定められています。この事業がより円滑に進むよう、P C B廃棄物を保管している事業者への周知と搬出されるまでの適正な管理を指導します。

## ⑦電子マニフェスト制度の普及促進

電子マニフェスト制度は、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、情報管理の合理化及び廃棄物に係る情報の偽造防止が図られること、法令遵守の面で優れていること等のメリットがあることから、その普及を図ります。

## 富山県・富山市からのお知らせ

### 1 廃棄物処理法に基づく報告の種類と報告者

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処分業者は、次の報告書等を県又は富山市に提出してください。

【提出期限】①～④：6月30日 ⑤⑥：別途、提出依頼時にお知らせ

※各報告書の様式については、県・富山市のホームページにも掲載（郵送、電子メールによる提出可）

	報告の種類	報告者
①	産業廃棄物処理計画書 (法第12条第9項)	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場を設置している事業者
	産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第12条第10項)	前年度に上記の計画書を提出した事業者
②	特別管理産業廃棄物処理計画書 (法第12条の2第10項)	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者
	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第12条の2第11項)	前年度に上記の計画書を提出した事業者
③	産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (法第12条の3第7項)	産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者
④	県外産業廃棄物処分実績報告書 (県要綱第23条第2項、市要綱第21条第2項)	処分業者(県外産業廃棄物を処分した者に限る。)
⑤	産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告書	産業廃棄物処分業者
⑥	産業廃棄物処理施設処分実績報告書	産業廃棄物処理施設(焼却、最終処分の許可施設)の設置者

### 2 富山県認定リサイクル製品・エコ事業所の募集について

県では、富山県リサイクル認定制度（廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を県が認定する制度）を設けています。H28は、県のパイロット工事で施工結果が良好であった1製品が、県の公共工事で優先的に利用されるようになりました。

会員の皆様におかれましても、本制度へ積極的に応募くださるようお願いします。

※公募は5月から1か月間を予定しており、詳細はホームページ

([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00002595.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00002595.html)) でお知らせします。

○リサイクル製品の認定を受けると、

県が発注する公共工事にて、優先的に調達される

認定証が交付され、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができる

○エコ事業所の認定を受けると、

認定証と認定銘板が交付される

CSR報告書等で、環境への取組みとしてアピールできる

などのメリットがあります。

## 富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

平成28年度のP C B特措法の改正及び「P C B廃棄物処理基本計画」の変更により、P C B廃棄物の処理期限が1年前倒しされ、P C B廃棄物の把握の徹底や事業者への指導の強化など早期に処理を完了するため必要な措置が定められました。

このことを踏まえ、本県のP C B廃棄物処理計画(H18.3策定)についても、以下のとおり必要な変更を行いました。

会員の皆様におかれましては、期限内の確実な処理完了に向け、事業所で使用又は保管しているP C B含有機器について、早急に交換又は処分していただくようお願いします。

また、解体工事等を請け負う場合には、事前にP C B含有機器の有無を確認し、存在する場合は適正に処理していただくようお願いします。

### ○ 変更の主な内容

#### 1 P C B特措法改正に伴う処分期間の前倒し

高濃度P C B廃棄物の処理期限が1年前倒しされたことを踏まえ、県内の処理期限も1年前倒し以下のとおりとしました。

(県内分は中間貯蔵・環境安全事業㈱(JESCO) 北海道事業所で処理)

区分	処理期限	処理状況 (H29.3.31現在)		
変圧器	平成34年3月	413*	台中	317台処理済 (77%)
		9,345*	台中	5,278台処理済 (57%)
安定器	平成35年3月	39,868*	台中	17,787台処理済 (45%) (H26年から処理開始)

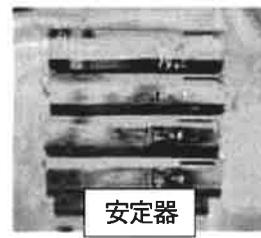
\* 現在把握している台数 (処理済台数+届出台数)



変圧器(トランス)



コンデンサー



安定器

#### 2 早期に処理を完了するために必要な措置の追加

期限間近に処理が集中しないよう計画的な搬出を推進するとともに、破損・紛失などによる環境への影響を防止するため、以下の取組みを追加しました。

##### ①P C B廃棄物の把握の徹底

廃安定器を所有する可能性のある事業者へのアンケート調査 等

##### ②立入検査、改善命令等による指導の強化

処理の意思が無い保管事業所への指導 等

##### ③各種の情報を持つ関係機関との連携強化

使用中機器の情報を持つ経産省や電気関係団体との情報共有 等

##### ④県・市町村が保有するP C B廃棄物の率先処理

県有P C B廃棄物の計画的な処理による分散化 等

## 廃棄物処理法の改正等について

### 1 電子マニフェストの使用義務化について

平成32年4月から、以下の特別管理産業廃棄物の多量排出事業者を対象に、電子マニフェストの使用が義務付けられます。

この改正を機に、大企業を中心に電子マニフェスト※への転換が進むことが予想されますので、会員の皆様におかれましても、電子マニフェストへの転換を進めてくださるようお願いします。（※（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営・管理）

#### 【対象】

前々年度（※法施行時（H32.4.1）は30年度）の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上（P C B廃棄物は含めない）の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が対象です。この排出事業者から、処理を受託する収集運搬業者、処分業者にも使用義務がかかります。

### 2 有害使用済機器（雑品スクラップ）の取扱いについて

平成30年4月から、有害使用済機器を扱う事業者は、県知事・富山市長への届出、保管・処分に関する基準の遵守等が必要になります。

ただし、廃棄物処理法の許可業者や家電・小型家電リサイクル法の認定事業者などは、本制度の対象外となります。

#### 【制度の概要】

##### ○「有害使用済機器」とは

使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）で、リサイクル法の対象機器（家電4品目※<sup>1</sup>及び小型家電28品目※<sup>2</sup>）が対象となります。

※1 エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機　※2 携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラなど

##### ○届出対象等

「有害使用済機器」の保管又は処分を業として行おうとする者で、事業を開始する日の10日前まで届出が必要です。なお、すでに事業を行っている者は、本年9月30日までの届出が必要です。

#### 【届出除外】

次に該当した場合は、届出対象から除外されます。

- ・廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者など）
- ・小規模事業者（事業場の敷地面積100m<sup>2</sup>未満の事業者）
- ・いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行う者で、例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者など

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)

富山県生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環政第1673号  
平成30年3月29日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会  
会長 橋 正則 様

富山県生活環境文化部長



### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、環境省から別添申しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いします。

【事務担当】
環境政策課廃棄物対策班 石倉
TEL : 076-444-9018 (直通)
FAX : 076-444-3480



写

環境省令第 1803169 号  
環循規第 1803163 号  
平成 30 年 3 月 16 日

都道府県・政令市廃棄物主管部（局）長 殿



環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等  
の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 23 号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 1 号。以下「改正規則」という。）の施行については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 32 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）の義務付け（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 5 第 1 項等）

##### 1 連搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物

電子情報処理組織を使用してその連搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物とし、発がり塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げる産業廃棄物。以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）は除くこと（改正規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 8 条の 31 の 2）。なお、令第 2 条の 4 第 5 号ル(8)に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するため処理したもののは含むこと。

##### 2 犯務の対象者（規則第 8 条の 31 の 3）

(1) 当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）

の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となること。

- (2) 電子情報処理組織使用義務者が特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）以外の産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物については電子マニフェストの使用の義務対象とならないこと。

### 3 情報処理センターに登録することが困難な場合（規則第 8 条の 31 の 4）

- (1) 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由（規則第 8 条の 31 の 4 第 1 号）としては、例えば、次のような事由が考えられること。

- ① 電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者若しくは情報処理センターのインターネット回線が故障したとき又は電力会社による長期間の停電が起ったとき
- ② 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって、電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者又は情報処理センターがインターネット回線を使用することができないとき

- (2) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合（規則第 8 条の 31 の 4 第 2 号）としては、例えば、次の上うな場合が考えられること。

- ① 隅島内等で他に電子マニフェストの使用が可能な収集運営業者又は処分業者が存在しないとき
- ② 事業活動により通常排出する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が排出される場合であって、当該特別管理産業廃棄物を処理できる電子情報処理組織を使用する収集運営業者又は処分業者が存在しないとき

### 4 情報処理センターへの登録及び報告期限

情報処理センターへの登録及び報告の期限については、3 日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）以内とすること（規則第 8 条の 31 の 6 等）。ただし、漏正処理の確保の観点から、原則としては即時に登録及び報告することが望ましいこと。

### 5 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画の記載事項（規則第 8 条の 17 の 2 第 11 号等）

- (1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画には、全ての特別管理産業廃棄物の排出量を記載する必要があること。

- (2) 電子情報処理組織使用義務者となるか否かは、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量の合計を確認し、事業場ごとに判断すること。

- (3) 電子情報処理組織使用義務者となる場合は、当該処理計画に電子マニフェストの使用に關する事項について記載する必要があること。また、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が 50 トン未満の場合等は、当該処理計画に、次年度について電子情報処理組織使用義務者とならない旨を記載すること。

- (4) あらかじめ規則第 8 条の 31 の 4 各号に定める情報処理センターに登録することが困難な場合に該当することが明らかである場合は、当該処理計画にその旨及び理

由を記載すること。

- ⑥ 電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合の措置

電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合は、当該管理票の備考・通信欄にその理由を記載すること（規則第8条の21第12号）。

#### 7 刑則等の適用

- (1) 電子情報処理組織使用義務者が規則第8条の31の4各号に掲げる事項に該当しないにもかかわらず産業廃棄物管理票を交付した場合は、法第12条の6の勧告及び命令等の対象となり得ること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者が電子マニフェストの使用（登録の場合）をするときに、虚偽の登録をした場合には罰則の適用があること（法第27条の2第9号）。

### 第二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設（法第12条の7等）

#### 1 認定の基準（法第12条の7第1項及び第3項等）

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下第二において同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、次の基準のいずれにも適合していることについて、当該処理に係る区域を管轄する都道府県知事の認定を受けることができること。都道府県知事は、当該二以上の事業者が当該基準のいずれにも適合していると認めるときは、認定をされたいこと。なお、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とならないこと。

##### (1) 二以上の事業者の一体的な経営の基準

当該二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が、当該二以上の事業者うち他の事業者（子法人）の全てについて、規則第8条の38の2各号のいずれかに該当すること。なお、親法人と子法人（子法人が支配関係を有する法人）の関係は、議決権保有割合の要件を満たしていないことから認定の対象とならないこと。

##### (2) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、規則第8条の38の3各号のいずれにも該当すること。なお、当該認定に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理については、共同して行う必要はなく、各事業者が、自ら処理又は他人に委託して処理するなど、通常の産業廃棄物として適正に処理する必要があること。

#### 2 認定の申請に係る手続（法第12条の7第2項等）

- (1) 認定の申請は、当該二以上の事業者が、共同して、規則様式第5号の2による申請書を当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出して行うこと（規則第8条の38の4）。当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれの区域を管轄する都道府県知事に申請し、申請した全都道府県知事から認定を受ける必要があること。
- (2) 申請書には、法第12条の7第2項第1号に掲げる事項に加え、規則第8条の38の5第1項から第3項までの各号に掲げる事項を記載すること。また、同条第4項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

#### 3 認定の効果等

## (1) 排出事業者責任（法第12条の7第4項）

法第12条の7第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）のうち一つの事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第4項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなすこと。これにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を受けないで自ら処理として扱うことができる。また、例えば、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定事業者以外の者に委託する場合には、実際に排出した事業者のみならず、認定事業者のうち他の事業者も排出事業者とみなされることから、認定事業者全員で委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の交付等が必要となること。また、この場合において、認定事業者の中に必要な手続をとらない者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

## (2) 報告徴収等（法第12条の7第5項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第5項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者全員を一の事業者とみなすこと。例えば、認定事業者に対し当該認定に関する報告徴収を行う場合には、認定事業者全員がその対象となること。この場合において、認定事業者の中に報告徴収を拒否する者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

## (3) 欠格要件（法第12条の7第6項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者に関する産業廃棄物処理業の許可取消し等の欠格要件に係る規定（法第12条の7第6項各号に掲げる規定）の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者もまた産業廃棄物処理業者等とみなして欠格要件該当性の判断の対象とすること。例えば、認定事業者の中に欠格要件に該当した者がいた場合、認定事業者のうち産業廃棄物処理業者の許可が取り消されるとともに、これを踏まえ法第12条の7第10項の規定に基づく当該認定の取消しがあったときは、認定事業者のうち他の事業者も不利益処分に該当し影響が及ぶこと。

## 4 変更の認定の申請に係る手続（法第12条の7第7項及び第8項等）

- (1) 認定事業者が当該認定に係る事項の変更をしようとするときは、共同して、規則第8条の38の6第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の4による申請書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して申請し、当該都道府県知事の認定を受けなければならないこと。また、当該申請書には、認定証及び当該変更に係る規則第8条の38の5第4項各号に掲げる書類又は図面を添付すること（規則第8条の38の6第2項）。ただし、登記事項証明書等の事前の取得が困難な書類を添付する場合には、基本的には書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付し、変更の認定の申請を行うこと。

- (2) 二以上の都道府県知事から認定を受け、かつ、当該認定に係る変更の認定の申請書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該変更の認定を受けた後遅滞なく、当該申請書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の6第3項各号に掲げる事項を通知すること。

## 5 軽微な変更の届出に係る手続（法第12条の7第9項等）

- (1) 認定事業者が当該認定に係る事項の軽微な変更（規則第8条の38の7各号のいずれにも該当しないものに限る。）をしたときは、共同して、当該変更の日から10日

- (整組事項証明書の添付を必要とする場合に日 30 日) 以内に、規則第 8 条の 38 の 8 第 1 項各号に掲げる事項を記載した規則様式第 5 号の 5 による届出書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して届け出なければならないこと。また、当該届出書には、当該変更に係る規則第 8 条の 38 の 5 第 4 項各号に掲げる事項又は削除を添付すること (規則第 8 条の 38 の 8 第 2 項)。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受け、かつ、当該認定に係る軽微変更の届出書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第 8 条の 38 の 8 第 3 項各号に掲げる事項を通知すること。
- 6 認定証の交付
- 都道府県知事は、法第 12 条の 7 第 1 項の認定又は同条第 7 項の変更の認定をしたときは、当該申請者に対し規則様式第 5 号の 6 による認定証を交付すること (規則第 8 条の 38 の 9)。認定証に記載する認定番号は、8 桁の英数字で構成し、左から 3 桁目までは、産業廃棄物処理業者に係る許可番号の取扱いに準じて都道府県番号とし、右から 4 桁は、都道府県において自由に使える番号とし、左から 4 桁目は、法第 12 条の 7 第 1 項の認定であることを示す文字として、「S」を用いること。
- 7 認定の取消し等
- 認定事業者が規則第 8 条の 38 の 2 又は第 8 条の 38 の 3 に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定事業者が法第 12 条の 7 第 7 項又は第 9 項の規定に違反したときは、当該認定の取消しを行ふことができること (法第 12 条の 7 第 10 項)。
- 8 廃止の届出 (令第 6 条の 7 の 2 等)
- (1) 認定事業者が当該認定に係る収集、運搬若しくは処分の全部又は一部を廃止したときは、共同して、当該廃止の日から 10 日以内に、規則第 8 条の 38 の 10 第 1 項各号に掲げる事項を記載した規則様式第 5 号の 5 による届出書を当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。当該認定に係る収集、運搬又は処分の全部を廃止した場合には、当該届出書に、認定証を添付すること。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受け、かつ、当該認定に係る廃止の届出書を提出していない都道府県知事がある者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第 8 条の 38 の 10 第 3 項各号に掲げる事項を通知すること。
- 9 認定に係る収集運搬に係る表示及び認定証の写しの備え付け (規則第 7 条の 2 及び第 7 条の 2 の 2)
- 認定事業者が運搬車を用いて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び規則第 7 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事項を車体の両側面に同条第 3 項の規定により鮮明に表示し、かつ、当該運搬車に認定証を備え付けておくこと (複数の都道府県知事から認定を受けた認定事業者にあっては、全ての認定番号を表示するとともに、全ての認定証を備え付けること)。なお、表示すべき名称及び認定番号が著しく多い場合は、当該事項については 90 ポイント以下の大きさの文字及び数字で表示しても差し支えないこと。また、当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を船舶を用いて行う場合にも、基本的には同様であること。
- 10 媒體の記載・保存義務 (令第 6 条の 4 等)

認定事業者は、当該認定に係る収集、運搬又は処分の状況を把握できるよう、帳簿を備え、規則第8条の5第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、これを保存すること。

#### 11. 報告（規則第8条の38の11）

認定事業者は、共同して、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に關し、規則第8条の38の11各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の7による報告書を当該認定をした都道府県知事に提出すること。

#### 12. 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに令第27条第1項及び第2項等）

法第12条の7第1項の認定等に關して、都道府県知事が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があること。ただし、都道府県知事の管轄区域のうち、一の政令市の区域を越えて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る認定に関する事務は、当該都道府県知事が行うこと。この場合においても、政令市の区域内で積替施設を設置して収集運搬を行おうとする場合については、当該区域を管轄する指定都市の長等の認定を受けなければならないこと。

法第12条の7第1項の認定等に關して、都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とすること（法第24条の4及び令第28条並びに地方自治法別表第1及び地方自治法施行令別表第1）。

#### 13. 場外保管の届出の適用除外

当該認定に係る産業廃棄物の保管は、法第12条第3項及び法第12条の2第3項の規定による保管の届出を要しないこと（規則第8条の2の2第3号）。

#### 14. その他

当該認定に係る事務の手数料の標準については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）で定めたこと。

### 第三 事業の廃止等に伴う通知等の義務付け（法第14条の2第4項等）

- 1 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であつて当該事業に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者及び産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であつて当該許可に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者は、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者に対し通知しなければならないこと（法第14条の2第4項、法第14条の5第4項及び法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。））。
- 2 通知は、当該処理を終了していない産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者等の全てに対し、当該事業の全部若しくは一部を廃止した日又は許可を取り消された日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを送付することにより行うこと（規則第10条の10の4及び第10条の10の6並びに環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第7条等）。

通知をしたときは、当該通知の日から5年間、当該通知の写しを保存すること（規則第10条の10の5及び第10条の10の7等）。

3 1又は2の違反に対しては、罰則の適用があること（法第29条第4号及び第5号）。

#### 第四 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第15条の2の7）

法第15条の2の5第1項又は第2項の届出を行い、特例として一般廃棄物処理施設として設置された産業廃棄物処理施設について、施設の維持管理基準等の違反があつた場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等が行うことができる事を明確化したこと。

#### 第五 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設（法第17条の2等）

##### 1 有害使用済機器の保管等に関する届出等（法第17条の2第1項等）

有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。以下第五において同じ。）を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。

###### (1) 有害使用済機器

有害使用済機器とは、「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」（法第17条の2第1項）であり、具体的には令第16条の2に規定する機器であること。

「使用を終了し」とは、機器が全体として機能せず、かつ本来意図されている用途として使用できない状態になっていることをいうこと。なお、部品等の機器の一部のみが使用可能であっても、機器が全体として機能していない場合にあっては、使用を終了していると解して差し支えないこと。ただし、仮に機器の一部が機能しない場合であっても、修理が予定されている場合は、「使用を終了」しているとはいえないこと。

「収集された」とは、機器が行為として収集されたことをいい、有害使用済機器になる前の機器の所有者等自らが有害使用済機器の排出者となる場合は、「収集された」とこととはならないこと。

###### (2) 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者（規則第13条の2）

有害使用済機器の保管等に関する届出を要しない適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行われる処分を含む。）を業として行おうとする者が規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合に限られること。したがって、有害使用済機器の保管等を行う者が、規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合には届出を要しないが、このいずれにも該当しない場合には当該保管等に係る届出を要することとなり、一の者であつても有害使用済機器の保管等の状況次第で届出の有無が異なること。

###### (3) 届出に係る手続

有害使用済機器等保管業者は、有害使用済機器の保管又は処分を開始する日の10日前までに、規則第13条の3第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第36号

の2による届出書を都道府県知事に提出して届出を行わなければならないこと（規則第13条の3第1項）。また、当該届出書には、規則第13条の3第2項各号に掲げる書類及び図面を添付すること（規則第13条の3第3項）。

#### (1) 変更の届出に係る手続

有害使用済機器等保管業者は、届け出た事項を変更しようとするときは、当該変更の日の10日前までに、規則第13条の4第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の3による届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項）。当該届出書には、当該変更に係る場所又は施設に関する規則第13条の3第2項第1号から第6号までの書類及び図面を添付すること（規則第13条の4第2項）。ただし、当該変更に規定第13条の3第1項第1号又は第8号の事項の変更がある場合には、当該変更に係る規則第13条の3第2項第4号又は第6号から第8号までの書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付した上記届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項ただし書）。

#### 2 保管及び処分に関する基準

有害使用済機器保管等業者は、令第16条の3各号（規則13条の5等を含む。）で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないこと（法第17条の2第2項）。なお、処分の一部として保管が行われる場合には、当該保管については、令第16条の3第1号に規定する保管基準に従う必要があること（令第16条の3第1号）。

#### 3 廃止の届出

有害使用済機器保管等業者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、規則第13条の11各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の4による届出書を都道府県知事に提出して行うこと（令第16条の4及び規則第13条の11）。

#### 4 有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管等に関する帳簿を備え付け、規則第13条の12第1項の表に掲げる事項を記載すること。また、当該帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに記載を完了することとし、1年ごとに閉鎖し、事業場ごとに5年間保存すること（規則第13条の12）。

#### 5 有害使用済機器の保管又は処分を業とする者についての規定の準用

都道府県知事による報告の徵収（法第18条第1項）、立入検査（法第19条第1項、第3項及び第4項）、改善命令（法第19条の3（第1号及び第3号を除く。））並びに措置命令（法第19条の5第1項（第2号から第4号までを除く。）及び第2項）の規定について、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用すること（法第17条の2第3項）。

#### 6 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに令第27条第1項及び第2項等）

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている事務は、指定都市の長等が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があること。

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関する事務は、都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とすること（法第24条の4及び令第28条並びに地方自

治法別表第1及び地方自治法施行令別表第1)。

7. 則則の適用

有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者のうち、以下の者に対して、それぞれ則則の適用があること。

- (1) 有害使用済機器に係る措置命令違反(法第25条第1項第5号)
- (2) 有害使用済機器に係る改善命令違反(法第26条第2号)
- (3) 有害使用済機器の保管又は処分の届出義務違反等(法第30条第6号)
- (4) 有害使用済機器に係る報告収集及び立入検査の違反(第30条第7号及び第8号)

8. 経過措置

この法律の施行の際現に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている者は、施行日から6月を経過する日(平成30年10月1日)までの間は、同項の規定による届出をしないで、有害使用済機器の保管又は処分を行うことができること(改正法附則第3条)。

9. 不適正処理の防止

8の者については、速やかに有害使用済機器の保管及び処分の基準への適合等の対応がなされることが期待されるが、一部の者は、当該基準に従った保管又は処分が困難であるとの判断等により事業が廃止される場合が想定される。この場合、排出先や処分先が確保されない有害使用済機器について、当該基準に従わない不適正な保管又は処分や、廃棄物として不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、改正法の施行後、当面の間は、こうした事態の発生に十分注意して対応されたいこと。

10. その他

1から9までに掲げる事項のほか、有害使用済機器の保管等に関する届出制度の詳細については、別途「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参照されたいこと。

第六 専業の廃止等に伴う措置(法第19条の10)

1. 一般廃棄物に係る措置命令の規定の準用(法第19条の10第1項)

法第19条の10第1項各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準、以下同じ。)に適合しない一般廃棄物(法第19条の10第1項各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行っていると認められるときは、市町村長(法第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣)は、必要な限度において、法第19条の10第1項各号に掲げる者に対し、一般廃棄物処理基準に従って当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしたこと。

2. 産業廃棄物に係る措置命令の規定の準用(法第19条の10第2項)

法第19条の10第2項各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準、以下同じ。)に適合しない産業廃棄物(法第19条の10第2項各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行っていると認められるときは、都道府県知事(法第15条の4の4第1項の認定を受けた者については、環境大臣)は、必要な限度において、法第19条の10第2項各号に掲げる者に対し、産業廃棄物処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしたこと。

「その他必要な措置」とは、産業廃棄物処理基準に従った保管をするために必要な

措置をいい、自ら処分をすることまでは求めるものではないこと。  
3 1又は2の違反に対しては、罰則の適用があること（法第26条第2号）。

#### 第七 産業廃棄物管理条例に係る罰則の引き上げ（法第27条の2）

産業廃棄物管理条例及び電子マニフェストの使用に係る罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げたこと。

#### 第八 施行期日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令等）

- 1 改正法の施行期日は平成30年（2018年）4月1日としたこと。
- 2 ただし、情報処理センターへの登録及び報告期限等に係る規定は平成31年（2019年）4月1日とし、電子マニフェストの一部義務化関係の規定は平成32年（2020年）4月1日等としたこと。

#### 第九 その他

- 1 再生利用認定制度に係る役員の変更の届出期間等（規則第6条の6の3等）  
再生利用認定制度に係る役員の変更の届出について、その提出期限を役員に変更があった日から30日以内にするとともに、届出書に登記事項証明書の添付を求めるとしたこと。
- 2 様式の改正等  
上記第一、第二及び第五等に係る様式の整備を行ったこと。第二に係る様式については、特別管理産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を明らかにする形で運用されたいこと。なお、規則様式第2号の13については、平成31年度と平成32年度以降とで様式が異なるので留意されたいこと。

## 参考

## 廃棄物処理法一部改正の概要について

## 1. 趣旨

許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化や、不適正処理の実態把握・原因究明が可能な電子マニフェスト利用の推進、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）への対応の強化などの改正が行われたもの。

## 2. 改正の内容

## (1) 電子マニフェスト登録の一部義務化等

① 一部事業者の電子マニフェストの使用義務化（平成32年4月1日施行）

PCBを除く特別管理産業廃棄物の発生量50t以上の事業場を設置する事業者が廃棄物の処理を委託する場合に電子マニフェストの使用を義務付け

② マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化（平成32年4月1日施行）

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に強化（従前は6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

平成30年4月1日施行

※この他、マニフェスト様式への備考・通信欄の追加、電子マニフェストの情報センター登録期限の日数（3日間）からの土日祝日除外

平成31年4月1日施行

## (2) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（平成30年4月1日施行）

親子会社など一體的な経営を行う二以上の事業者は、知事等の認定を受けた場合、産業廃棄物処理業の許可が不要

100%出資又は1/3以上出資で役員派遣

## (3) 許可を取り消された者等に対する措置の強化（平成30年4月1日施行）

許可を取り消され、又は事業の全部・一部を廃止した廃棄物処理業者で、委託された廃棄物の処理が終了していないものは、取消し等から10日以内に委託者に書面で通知することを義務付け

## (4) 「有害使用済機器」の保管等への対応（平成30年4月1日施行）

鉛などの有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）の保管又は処分を業として行おうとする者に、届出や帳簿の記載などを義務付け（既に廃棄物処理業の許可を有している者は対象外）

廃棄物を除く

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する 省令の施行について(通知)

富山県生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環政第1510号  
平成30年2月15日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会  
会長 横 正則 様

富山県生活環境文化部長

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行 について(通知)

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いします。

#### 【改正内容の概要】

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る環境大臣の認定を受けた者について、法人の名称や役員の変更など、登記事項証明書の添付を要する変更届出の提出期限を「変更の日から30日以内」に延長する。
- 2 良好産業廃棄物認定制度の認定基準について、貸借対照表等の情報の更新頻度を「一年に一回以上」から「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改める。
- 3 広域的処理認定制度に係る変更届出について、環境大臣に提出する届出書への認定証の添付を不要とする。

#### 【事務担当】

環境政策課廃棄物対策課 朝倉

TEL: 076-444-9618 (直通)

FAX: 076-444-3480



環境省令第 1802021 号  
環境省令第 1802021 号  
平成 30 年 2 月 2 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 様

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 1 号）は、平成 30 年 2 月 2 日に公布され、同日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

##### 第一 改正の趣旨

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）による環境大臣の認定を受けた者（以下「再生利用等認定業者」という。）は、名称、代表者等を変更したときは、「変更の日から 10 日以内」に環境大臣に届け出なければならないこととされている。また、再生利用等認定業者が法人の場合は、当該変更の届出において、代表者等を変更するときは登記事項証明書を添付しなければならないこととされている。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から 2 週間以内に変更の登記をすることとなっており（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 915 条）、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし 10 日程度とされている。したがって、再生利用等認定業者が法人であって、登記事項証明書の添付を要する変更届出を行う場合に

については、「変更の日から 10 日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行つたものである。

また、産業廃棄物処理業等の実施に關し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する産業廃棄物処理業者等の許可の更新期間に係るいわゆる優良産業廃棄物処理業者認定制度については、その認定基準として、申請者が法人である場合には、直前3年の事業年度における貸借対照表等を年一回以上、インターネットを利用する方法により公表等することを規定していたところである。しかしながら、当該規定については、一部で企業の実務運営等とそぐわない運用が行われていることから、当該規定の趣旨の明確化を図るため、改正を行つたものである。なお、株式会社以外の法人についても、直前3年間ににおける貸借対照表等又はこれらに相当する事項を、定期株主総会に準ずる機関等で報告又は承認された後等のタイミングで、少なくとも毎年更新し、その都度公表していることという趣旨で適用されることを申し添える。

## 第二 改正の内容

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出期間（第6条の8、第6条の21の2及び第6条の24の9関係）  
一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出について、法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、その提出期限を30日以内とする。  
※ 第12条の12の7、第12条の12の13及び第12条の12の18の規定により、産業廃棄物についても適用される。
- 2 優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る情報の更新時期（第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号及び第10条の16の2第2号関係）  
優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定基準中、貸借対照表等を更新すべき場合（情報の更新頻度）について、「一年に一回以上」を「少なくとも定期株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改める。
- 3 その他  
広域的処理認定制度に係る変更の届出（第6条の21の2第2項（第12条の12の13の規定により、産業廃棄物についても適用される。）関係）に当たり、環境大臣に提出する届出書に添付する書類に、認定証を添付することを不要とする算上する。

## 毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

富山県厚生部長、生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

く政第792号  
県保第1008号  
平成30年2月14日

一般社団法人富山県産業薬業協会会長 質

厚生部長  
生活環境文化部長  
(公印省略)

### 毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

毒物及び劇物の保管管理については、かねてから適正な取扱いに留意いただいているところですが、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から通知がありました。

つきましては、下記事項にご留意の上、毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底を行うよう貴会会員（組合員）に周知願います。

#### 記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け基発第313号業務局長通知)、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月28日付け医薬発第693号医薬安全局長通知)等を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第11条第1項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 特に、毒物及び劇物を貯蔵、陳列等する場所について、かぎをかける設備等のある堅固な施設とした上で、そのかぎの管理方法についても適切な措置をとること。
- 3 また、毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第16条の2第2項等に基づき、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

[事務担当 くすり政策課企画・薬事係  
環境保全課指導係]



衛生要審発 0202 第 5 号  
平成 30 年 2 月 2 日

各 都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

### 毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 31 日に、福岡県の北九州市で発生したシアノ化ナトリウムの粉失事件をはじめとして、毒物及び劇物に係る盗難又は紛失事故が多発しているところです。つきましては、貴職において、販賣下關係事業者等に対し毒物及び劇物の適正な保管管理を指導するとともに、特に下記の内容について、とりいそぎ対応の徹底を行っていただくようお願いいたします。

#### 記

- 「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号業務局長通知)、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成 10 年 7 月 28 日付け医薬免第 693 号医薬安全局長通知) 等を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 特に、毒物及び劇物を貯蔵、陳列等する場所について、かぎをかける設備等のある堅固な施設とした上で、そのかぎの管理方法についても適切な措置をとること。
- また、毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 第 2 項等に基づき、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

## 毒物及び劇物の適正な保管 管理等の徹底について

〔平成十年七月二十八日 医薬第第六百九十三号  
厚生省医薬安全局長から各都道府県知事あて〕

標記については、平成七年四月七日薬免第三百七十七号厚生省薬務局長通知「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」等により貴管下所在の関係業者への指導方をお願いしているところである。今般、和歌山県内において食品中にシアノ化合物が混入されたことによると思われる中毒事件が発生した。原因物質、混入経路等詳細については依然不明ではあるが、この種の事件の重大性に鑑み、貴管下所在の毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、下記の指導を徹底するよう再度指導されたい。

### 記

- 一 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者において、毒物及び劇物取扱法（以下「法」という。）に基づく適正な保管管理等が行われているかについて早急に点検を行うこと。
- 二 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者において、毒劇物を販売又は授与する場合に、法第十四条に基づく手続きを踏むとともに、譲渡の中しみのあつた者又は法人の事業等について十分確認を行い、また、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。

また、毒劇物の交付に当たっては、法第十五条を遵守するとともに、身分証明書等により交付を受ける者について十分確認を行うこと。